特定非営利活動法人日本睡眠歯科学会 役員選出規程

特定非営利活動法人 日本睡眠歯科学会

第1条

この規程は、特定非営利活動法人日本睡眠歯科学会定款(以下「定款」という。)第13条に基づき、理事および監事の選任に関し必要な事項を定める。

(理事選挙)

第2条

選挙理事は、評議員選出規定に基づき行われた評議員選挙の当選者(以下「評議員候補者」という。)を選挙人とする秘密選挙で選任することとし、理事選挙は、選挙管理委員会の管理の下で、別に定める選挙管理委員会規定に従って行う。

- 2 理事選挙に立候補できるのは評議員候補者とする。
- 3 選挙年の9月1日の時点で満65歳を超える評議員候補者は、理事選挙に立候補できない。
- 4 理事選挙は、定時評議員会の1か月前までに実施しなければならない。

(理事長候補者)

第3条

理事選挙当選者(以下「選挙理事候補者」という。)は、すみやかに互選で理事長候補者を選任しなければならない。

(理事長指名理事)

第4条

理事長候補者は、理事長推薦理事を若干名指名することができる。

(監事の選任)

第5条

監事は定時評議員総会において評議員の中から選任する。

(欠員補充)

第6条

選挙理事あるいは非選挙理事に欠員がある時は、理事長の指名した者の中から評議員 会において補充理事を選任することができる。ただし理事が 5 名に満たなくなった時 は、ただちに補充理事を選任しなければならない。

- 2 理事長の欠けた時は、ただちに理事会において選挙理事の中から理事長を選出する。
- 3 監事が欠けた時は、ただちに評議員会において監事を選任しなければならない。

(予算処置)

第7条

理事候補の集まる会は、支出において理事会と同等の扱いをする。

第8条

この規程の改廃は理事の発議により理事会で協議のうえ、評議員会の承認を得なければならない。